

令和6年度

第78回全国茶品評会及び関連行事

開催要綱要領集

全国茶生産団体連合会

(事務局) 静岡県経済農業協同組合連合会

〒422-8620 静岡県静岡市駿河区曲金3丁目8番1号

TEL : 054-284-9719 FAX : 054-282-1251

目次

《全国茶品評会関係》

第78回全国茶品評会開催要領	1
別表1 第78回全国茶品評会出品要請点数	6
別記様式1号 第78回全国茶品評会出品申請書(個表)	7
別記様式2-1号 第78回全国茶品評会出品申込書(総括表)	8
別記様式2-2号 第78回全国茶品評会出品申込総括表	9
別記様式3号 第78回全国茶品評会出品茶内容票(茶箱貼付用)	10
別記様式4号 第78回全国茶品評会见本茶票	11
別記様式5-1号 第78回全国茶品評会茶確認結果について	12
別記様式5-2号 第78回全国茶品評会茶確認結果について(総括票)	13
別記様式6号 封印紙(茶箱貼付用)	14
第78回全国茶品評会審査要領	15
第78回全国茶品評会褒賞規程	18
第78回全国茶品評会優勝旗授与及び保管要領	20

《入札販売関係》

第78回全国茶品評会出品茶入札販売要領	21
別記様式1号 入札参加申込書兼誓約書	25
別記様式2号 第78回全国茶品評会出品茶入札販売会参加希望者の 推薦について	26

第78回全国茶品評会開催要領

1 趣 旨

日本茶業の将来を展望し、茶生産の近代化と我が国茶業経営の一層の発展を図ることを目的として、全国の都府県から選抜出品された茶(荒茶)を対象として、第78回全国茶品評会(以下「品評会」という。)を開催する。

2 名 称

第78回全国茶品評会

3 主 催

全国茶生産団体連合会、第78回全国お茶まつり静岡大会実行委員会

4 開催地

株式会社静岡茶市場 静岡市葵区北番町94 TEL:054-271-4316

5 行事の会期及び場所

行 事	開 催 年 月 日	開 催 場 所
見 本 茶 搬 入	令和6年7月17日(水)・18日(木)	静岡県農業会館(静岡市)
審 査 会	令和6年8月27日(火)～29日(木)	株式会社静岡茶市場(静岡市)
擬 賞 会 議	令和6年8月30日(金)	株式会社静岡茶市場(静岡市)
入 札 販 売 会	令和6年9月12日(木)	株式会社静岡茶市場(静岡市)
褒 賞 授 与 式	令和6年11月2日(土)	浜松市福祉交流センター(浜松市)
出 品 茶 展 示	令和6年11月2日(土)	浜松市福祉交流センター(浜松市)

6 告知日

令和6年7月8日(月)

7 出品者資格及び出品茶

- (1) 出品者の資格は、全国茶生産団体連合会に加盟する都府県にあって、茶栽培を行う荒茶生産農家及びその組織する団体でなければならない。
- (2) 品評会に出品できる茶は、令和6年度に生産された緑茶(荒茶。ただし、てん茶

は仕立て茶)で、生産都府県の事前審査又は選抜を経たものとし、出品者資格を有する者が自ら生産したものでなければならない。

(3) 品評会に出品できる茶は、都府県等が定める施肥・防除基準に沿って生産されたものでなければならない。

(4) 生産履歴等(書式は問わない。)を求められた場合は、すみやかに提出するものとする。

(5) (1)~(4)について、条件を満たさない場合、受付けしないものとする。

8 出品茶の種類、出品量目及び見本茶採取量

出品茶の種類、出品量目及び見本茶採取量は、次表の規定によるものとする。

(単位：kg)

区分	茶種		深蒸し煎茶	かぶせ茶	玉露	てん茶	蒸し製玉緑茶	釜炒り茶
	普通煎茶	10kg						
出品(規定)量目	10	4	4	4	4	4	4	4
見本茶採取量	1.0	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4

* 見本茶は、出品規定量目の中から採取する。

9 出品茶の摘採条件

出品茶の摘採条件は特に定めない。

ただし、普通煎茶 10 kgは動力摘採機(いわゆる機械摘み)により摘採されたものでなければならない。

10 出品申込み及び出品点数等

(1) 出品申込み

出品申込みは、別記様式1号の申込書により各都府県又は茶業団体(以下「各都府県等」という。)で取りまとめ、各都府県等は別記様式2-1号の総括表を添付したものを郵送により、別記様式2-2号の内容を記録した電子データ(Excel ファイル)を電子メールにより、令和6年7月10日(水)までに第78回全国お茶まつり静岡大会実行委員長(以下「実行委員長」という。)に申し込むものとする。

<メールアドレス> E-mail: CHAGYO@kei.ja-shizuoka.or.jp

(2) 出品点数

① 普通煎茶 10 kg・深蒸し煎茶・かぶせ茶・玉露・てん茶・蒸し製玉緑茶・釜炒り茶各 110 点

② 普通煎茶 4 kg 115 点

(3) 出品要請点数

① 各都府県別の出品要請点数は、別に定める手続きに則し決定された別表1のとおりとする。

② 出品都府県は出品要請点数を遵守する。

(4) 出品者の出品点数

出品者が各茶種部門に出品できる点数は、原則として同一経営者又は団体につき1点とする。但し、生産者が少ない茶種はこの限りではない。

1.1 出品茶の搬入及び容器

(1) 出品茶は、各都府県等の指定する場所へ指定した日時までに搬入する。

(2) 出品茶の容器については、新品の防湿茶箱(木箱)又は、防湿内袋を使用したダンボール箱とし、出品茶1点1容器とする。

(3) 出品茶の容器には、茶種名、品種名及び出品者の住所氏名等を明記した別記様式3号の出品茶内容票を所定の位置に貼り付ける。

(4) 出品茶容器の中に防湿剤(脱酸素剤等)を入れた場合は、その旨と数量を記入する。

(5) 出品茶の容器、包装、荷造り及び運搬に要する経費は、出品者の負担とする。

1.2 出品茶の保管

(1) 出品茶の保管については、各都府県等が窒素充填や冷蔵庫保管等の最善の方法によって責任をもって行うものとする。

(2) 出品茶の保管に要する経費は、各都府県等が負担するものとする。

1.3 出品茶の確認

各都府県等は、都府県ごとに保管された出品茶について、各都府県等の責任において確認及び検量するものとする。

1.4 見本茶の採取、搬入及び容器

(1) 各都府県等は、出品茶から所定の見本茶量を1kg用アルミラミネート袋(てん茶は2kg用を使用)に出品茶1点につき1袋採取する。

(2) 採取した見本茶は14の(1)に定める袋に入れ、茶種名、出品者住所、氏名等を記入した別記様式4号の見本茶票を貼り付ける。

(3) 各都府県等は、見本茶を一括して取りまとめ、ダンボール箱に入れて令和6年7月17日(水)あるいは18日(木)に下記の指定場所へ搬入する。(搬入日時に注意願います。)

なお、搬入受付時間は午前10時から午後3時までとする。

<搬入先> 指定場所 〒422-8620 静岡県静岡市駿河区曲金3丁目8番1号
J A静岡経済連 茶業課
TEL : 054-284-9719 FAX : 054-282-1251

(4) 各都府県等は別記様式5-1号の出品茶確認結果と別記様式5-2の内容を記録した電子データ(Excelファイル)を令和6年7月12日(金)までに電子メールにより実行委員長あてに提出するものとする。

<メールアドレス> E-mail: CHAGYO@kei.ja-shizuoka.or.jp

(5) 各都府県等は、見本茶採取後に見本茶採取者が確認し、捺印した別記様式6号の封印紙を出品茶箱に2ヵ所(防湿茶箱の場合は、蓋と本体にかけて2ヶ所、ダンボール箱の場合、上下各1ヵ所)貼り付ける。見本茶採取後の出品茶は「12 出品茶の保管」規定により保管し、入札販売に備える。

(6) 見本茶の容器、包装、荷造り及び運搬に要する経費については、各都府県等の負担とする。

1.5 見本茶の保管

見本茶の保管については、第78回全国お茶まつり静岡大会実行委員会事務局(以下「事務局」という。)が最善の注意をもって保管する。

ただし、不可抗力による損害については、事務局はその責を負わない。

1.6 審査用茶の採取

(1) 搬入受付された見本茶は、事務局が1点ごとに点検確認し、その中から所定の量目を審査用として採取する。

(2) 審査用茶を採取した見本茶は事務局に帰属し、審査、入札用等に用いる。

1.7 審査

(1) 出品茶の審査は、別に定める「第78回全国茶品評会審査要領」により令和6年8月27日(火)~30日(金)までの4日間実施する。

(2) 審査長、副審査長及び審査員は、全国茶生産団体連合会会長が委嘱又は依頼する。

1.8 展示

出品茶については、見本茶を用いて令和6年11月2日(土)に褒賞授与式の会場にて公開展示する。

1.9 褒賞

褒賞については、別に定める「第78回全国茶品評会褒賞規程」により行うものとする。

2.0 参考品

所定の規定量目に満たない出品茶があった場合には、参考品として審査の対象とする。

ただし、褒賞の対象とはしない。

2 1 出品茶の取扱い

出品茶は、見本茶採取量を除き別に定める「第 78 回全国茶品評会出品茶入札販売要領」に基づき、すべて入札販売に付し、その代金は各都府県等を経由して出品者に支払うものとする。

2 2 個人情報の利用目的

出品に伴う個人情報は法令を遵守して取り扱うこととし、品評会行事の遂行に必要な範囲で出品者、入札者、業務提携先等への提供に利用し、審査・入札結果に伴うデータは審査成績書により公開する。

なお、この利用目的に同意できない場合の出品は受け付けない。

2 3 農林水産祭への参加

この品評会は第 64 回農林水産祭参加行事として申請する。

2 4 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、実行委員長が別に定める。

(別表1)

第78回全国茶品評会出品要請点数

茶種 都府県名	普通煎茶		深蒸し 煎茶	かぶせ 茶	玉露	てん茶	蒸し製 玉緑茶	釜炒り 茶	合計
	10kg	4kg							
茨城県		3	2						5
埼玉県		9	3		1	2			15
東京都		4							4
神奈川県	1								1
山梨県		3							3
静岡県	26	35	81	9	16	8		3	178
愛知県		4	1	6		12			23
三重県	3	3		23	7	4			40
滋賀県	1	4							5
京都府		6		35	33	59			133
兵庫県		3							3
奈良県		4		12	1	4			21
島根県	1								1
岡山県	1	3							4
福岡県	10	8		18	46	8			90
佐賀県							50	39	89
長崎県							33	1	34
熊本県		4					18	16	38
宮崎県	4	4					3	49	60
鹿児島県	63	17	23	8	6	14	6	1	138
合計	110	115	110	110	110	110	110	110	885

* (1) 本表には、開催県特別枠を含む。

(別記 様式1号)

第78回全国茶品評会出品申込書(個表)

令和6年 月 日

第78回全国お茶まつり静岡大会実行委員長 様

出品者	住所	(ふりがな) 〒		
	TEL			
代表者名及び 出品団体名又は 出品者氏名	(ふりがな)	区 分	団体 個人	印

* 出品茶は、出品者自身が生産したものであること。

第78回全国茶品評会開催要領の規定に基づき、下記のとおり出品を申し込みます。

記

茶種名	品種名	出品茶量目 (正味重量)	生産履歴、施肥基準名及び施肥量						
			(生産履歴の有無) 有 ・ 無 (施肥基準名) (施肥量) (kg/10a) <table border="1"><tr><td>窒素</td><td>リン酸</td><td>カリ</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	窒素	リン酸	カリ			
窒素	リン酸	カリ							
			(普通煎茶10kgの摘採方法) <table border="1"><tr><td>乗用型</td><td>自走式</td><td>可搬型</td><td>刈刃</td><td></td></tr></table>	乗用型	自走式	可搬型	刈刃		
乗用型	自走式	可搬型	刈刃						
			(出品容器の荷姿) DB ・ 木箱						

記入上の注意

- ① 出品茶1点につき1枚提出してください。
- ② 電話は市外局番から記入してください。
- ③ 団体、個人のいずれかに○を付けてください。
- ④ 出品茶量目は正味重量とし、100g未満は切り捨てとしてください。
名簿等の一切の書類は、この申込書により整理されますので、楷書で正確に記入してください。
- ⑤ 生産履歴の有無について、いずれかに○を付けてください。記入のない場合は「無」とします。
- ⑥ 施肥量は出品茶園の窒素(N)、リン酸(P)、カリ(K)の10a当たり投入量を記入してください。
- ⑦ 普通煎茶10kgについては、使用摘採機名を必ず記入してください。
形式は乗用型、自走式、可搬型などの別を、また、使用した刈刃は往復動刃(バリカン)、円筒刃(シリンダー)型などの別を記入してください。
- ⑧ 用紙はこの様式をコピーして使用してください。

第78回全国お茶まつり静岡大会実行委員長 様

各 都 府 県 名
職 位 長 名 印

第78回全国茶品評会出品申込書(総括表)

第78回全国茶品評会開催要領9, 10の(1)の規定に基づき, 下記の茶種について出品申込書(個表)を添えて申し込みます。

また、茶販売代金振込先等についても併せて報告します。

記

1 茶種別申込点数

茶 種	出品申込点数
普通煎茶 10 kg	
普通煎茶 4 kg	
深蒸し煎茶	
かぶせ茶	

茶 種	出品申込点数
玉 露	
て ん 茶	
蒸し製玉緑茶	
釜 炒 り 茶	
合 計	

2 見本茶の搬入方法 (※持ち込み・宅配等の別、搬入予定日、予定時間を記入)

搬入方法 (持ち込み・宅配便)、搬入日 (月 日、月 日)

予定時間 (:)

3 出品茶販売代金振込先

振込先	金融機関名	農協銀行			支店
	口座	1 普通 2 当座	口座番号		
受取人	口座名	(ふりがな)			
	住所	〒			TEL
					FAX

4 代金振込に係る責任者及び連絡先

責任者氏名:

連絡先住所:

T E L :

F A X :

第78回全国茶品評会出品茶内容票(茶箱貼付用)

都府県名		茶種名		原材料名		品種名	
出品者	住所	(ふりがな)					
		〒					
出品者	団体名及び 代表者名 又は氏名	(ふりがな)					
出品茶量目(見本茶採取後)				確認者	①		
総重量 (茶箱+内袋+出品茶)		kg	防湿剤等の有無	有・無 個			
容器重量 (茶箱+内袋)		kg	都府県出品No.				
正味重量 (総重量-容器重量)		kg	* 入札番号				

記入上の注意

- ① この内容票は、出品茶箱のつまに貼付けて下さい。
- ② 文字は楷書でわかりやすく記入して下さい。
- ③ 出品茶量目は、見本茶採取後とし、正味重量は100g未満を切り捨てて記入して下さい。
- ④ 防湿剤等を入れた場合は、必ず個数を記入して下さい。
- ⑤ 用紙は、この様式をコピーして使用して下さい。
- ⑥ *印の入札番号欄は、落札茶発送の際に各都府県等で記入して下さい。

(別記 様式4号)

第78回全国茶品評会見本茶票

出品 茶種名		都府県	
		出品 番号	
住所及び 出品団体名 又は氏名			

記入上の注意

- ① この用紙は、見本茶の容器に剥がれないように貼付けて下さい。
- ② 楷書で正確に記入して下さい。
- ③ 見本容器にも、この様式と同じ内容をマジックインキで記入して下さい。

(別記 様式5-1号)

令和6年 月 日

第78回全国お茶まつり静岡大会実行委員長 様

各 都 府 県 名
職 位 長 名 印

第78回全国茶品評会出品茶確認結果について

第78回全国茶品評会開催要領14の(4)の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

担当：

TEL：

FAX：

封印紙(茶箱貼付用)

(印)				
確 認 者				
<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">全 お 静 実 委</td><td style="text-align: center;">茶 岡 行</td><td style="text-align: center;">ま ま 大 員 印</td><td style="text-align: center;">国 り 会 会 長</td></tr></table>	全 お 静 実 委	茶 岡 行	ま ま 大 員 印	国 り 会 会 長
全 お 静 実 委	茶 岡 行	ま ま 大 員 印	国 り 会 会 長	
確 認 者				
(印)				

注意事項

- ① この用紙は、出品茶箱に2ヶ所(防湿茶箱の場合は、蓋と本体にかけて2ヶ所、DB(ダンボール)箱の場合は、上下各1ヶ所)貼り付けて下さい。
- ② この用紙は、シールに印刷して事務局から別途送付します。

第 78 回全国茶品評会審査要領

- 1 第 78 回全国茶品評会出品茶（以下「出品茶」という。）の審査は、この要領により行うものとする。
- 2 全国茶生産団体連合会会長（以下「会長」という。）は、出品茶の審査を行うため審査長、副審査長及び審査員を委嘱又は依頼する。
なお、審査員の委嘱又は依頼にあたっては原則として実務経験年数 3 年以上の者を対象とする。
- 3 出品茶の審査を行うため、審査長、副審査長及び審査員をもって審査会を構成する。
- 4 審査長は、審査を統括し、審査会を代表する。副審査長は、審査長を補佐する。
- 5 審査は、全国茶生産団体連合会が別に定めた「全国茶品評会基本要綱」の趣旨に基づき、各茶種の特質の良否及び内容等に重点を置き、実施する。
- 6 審査日程及び審査分担については、予め第 78 回全国お茶まつり静岡大会実行委員長（以下「実行委員長」という。）が審査長に諮って定める。
- 7 審査方法
 - (1) 出品資格
 - ① 出品者は都府県等で取りまとめるものとする。
 - ② 都府県等は、茶の生産等の将来を展望して出品者の経営規模、農業生産上の位置づけ等を明確にできるようにしておくこと。
 - (2) 審査項目等
 - ① 内質（香気、水色、滋味、から色（てん茶のみ））
 - ② 外観
 - (3) 審査基準
審査基準は別に定める。
 - (4) 採点基準等
下記のとおりとする。

単位：点

茶 種	内 質				外 観	合 計
	香 気	水 色	滋 味	か ら 色		
普通煎茶(10kg)	75	30	75	—	20	200
普通煎茶(4kg)	75	30	75	—	20	200
深 蒸 し 煎 茶	70	30	80	—	20	200
か ぶ せ 茶	70	30	70	—	30	200
玉 露	65	30	65	—	40	200
て ん 茶	65	20	65	10	40	200
蒸し製玉緑茶	75	30	75	—	20	200
釜 炒 り 茶	75	30	75	—	20	200

(5) 審査方法等

- ① 審査順序については、外観から始める。
- ② 外観審査の同点枠を拡大する。(ブロック化の方向)
- ③ 審査容器に付せんする審査番号については、予見を排除するため審査員に対し厳に秘するものとする。

なお、事務処理上等からのトラブルの可能性を排除するための措置を講ずる。

- ④ 同点内での順位付けはしない。また、次の内質審査に移行した場合、審査対象材はランダムに配列して審査する。
- ⑤ 審査番号は、第三者が決定し、番号により出品者が判明しないよう保管管理する。

(6) 審査器具等の統一

① 水色・滋味の審査

ア ネットカップと茶碗のセット方式とする。

イ ネットカップの規格及び浸出時間等

茶 種	規格 (メッシュ)	浸出時間
普通煎茶	18メッシュ	5分
深 蒸 し 煎 茶	18メッシュ	4分
か ぶ せ 茶	18メッシュ	6分
玉 露	18メッシュ	6分
て ん 茶	18メッシュ	5分
蒸し製玉緑茶	18メッシュ	5分
釜 炒 り 茶	18メッシュ	5分

ウ 茶殻除去

すくい網のメッシュは#20 及び#40 とし、1 回目の茶殻の除去は#20 のすくい網を使用する。

② 香気の審査

ア すくい網と茶碗のセット方式とする。

イ すくい網は移動しない。

③ タイミングのとり方

計測器を使用する。

(7) 審査用の水の水質については下記の項目について予め出品都府県等担当事務局に明示する。

pH、硬度（カルシウム、マグネシウム）

8 審査結果の優劣は審査得点の合計により決定する。

なお、審査得点の合計が同点のときは、内質の得点の多いものを上位とする。

また、内質の得点と同点のときは、香気と滋味の合計が多いものを上位として、以下、滋味の得点の多いもの、香気得点の多いもの、水色の得点の多いものの順とする。

9 審査会においては、必要に応じて再審査を行うことができる。

10 審査長は、審査の結果を実行委員長に報告する。

11 出品茶及び審査に係わる疑義が生じた場合は、審査会において審議決定する。

12 審査関係者は、審査結果が公表されるまで、その内容審査に関する事項について審査長の許可なく部外に公表してはならない。

13 出品者は、審査の決定に対して異議を申し立てることはできない。

14 この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は別に定める。

第 78 回全国茶品評会褒賞規程

1 擬賞会議

- (1) 第 78 回全国お茶まつり静岡大会実行委員長（以下「実行委員長」という。）は、褒賞の選考を行うため、擬賞会議を開催する。
- (2) 擬賞会議は、実行委員長、全国茶生産団体連合会会長、静岡県経済農業協同組合連合会常務理事、審査長、副審査長及び審査員をもって構成する。
- (3) 実行委員長は擬賞会議を主催し、審査長の審査結果の報告に基づき協議し、成績優秀な者を 2 の規定に従い褒賞の授与を決定する。

2 褒 賞

賞の種類は、次の通りとする。

(1) 大会長賞

茶種ごとに成績優秀なものに対し、次のとおり褒賞する。

- 一等賞 出品点数の 5%以内
- 二等賞 出品点数の 10%以内
- 三等賞 出品点数の 15%以内

ただし、上記算定にあたって端数が生じた場合には四捨五入によって入賞点数を算定する。

また、一～三等のそれぞれの等賞のボーダーライン上において、同一順位のものがある場合は、審査会の合意により入賞枠を見直すことができる。

(2) 特別賞

茶種ごとに特に成績優秀な出品者に対しては、以下の特別賞の交付を申請する。

- ・ 農林水産大臣賞
- ・ 農林水産省農産局長賞
- ・ 公益社団法人日本茶業中央会会長賞
- ・ 全国茶生産団体連合会会長賞
- ・ 全国茶商工業協同組合連合会理事長賞

(3) 産地賞

- ① 茶種ごとに成績優秀な市町村に対し褒賞する。
- ② 産地賞は、茶種ごとに同一市町村から 3 点以上出品があり、審査成績の上位 3 点（ただし、(1)に該当するものに限る）の合計審査得点をもって決定し、最高得点を獲得した市町村に対し、別に定める「第 78 回全国茶品評会審査会優勝旗授与及び保管要領」により優勝旗を授与する。
- ③ 産地賞の対象は、令和 6 年 6 月 30 日(日)時点での市町村とする。但し、令和 6 年 6 月 30 日(日)以降褒賞授与式までに合併した市町村にあっては、合併後の市町村に授与するものとする。

(4) 適用除外

- ① 参考品については、褒賞の対象としない。
- ② 入賞者であって、「第78回全国茶品評会開催要領」に違反して出品したことが判明した場合、又は、表彰後に違反が判明した場合、入賞を取り消す。

3 褒賞の授与

褒賞授与式は、令和6年11月2日(土)に開催する褒賞授与式典において行う。

第 78 回全国茶品評会優勝旗授与及び保管要領

- 1 優勝旗は、普通煎茶 10kg、普通煎茶 4 kg、深蒸し煎茶、かぶせ茶、玉露、てん茶、蒸し製玉緑茶及び釜炒り茶を対象とし、茶種ごとの出品茶の審査成績が最優秀な市町村に授与する。
- 2 前項の最優秀市町村は、茶種ごとに同一市町村から 3 点以上の出品があり、審査成績の上位 3 点（ただし、褒賞対象のものに限る。）の合計審査得点をもって決定し、最高得点を得た市町村とする。
なお、同点市町村が複数の場合は、次により決定する。
 - (1) 一等入賞茶が 1 点の場合は、当該市町村を最高点とする。
 - (2) 一等入賞茶が 2 点の場合は、一等一席の市町村を最高点とする
 - (3) 一等入賞茶が 3 点で、その出品が 3 市町村の場合は、一等一席の市町村を最高点とし、その出品が 2 市町村の場合は、一等 2 点を得た市町村を最高点とする。
 - (4) 一等入賞茶が 4 点以上の場合は、一等一席に 100 点満点の 3 分の 1 を配当し、残余 3 分の 2 を残る一等入賞茶に均等配分し、市町村の得点を集計して最高点を決定する。
同点の場合は、最高位入賞茶を得た市町村とする。
- 3 優勝旗を授与された市町村は、次回の全国茶品評会が開催されるまでの期間、善良な管理者の注意をもって優勝旗を保管する。
- 4 前年度に優勝した市町村に記念品を贈る。
- 5 優勝旗は、全国茶生産団体連合会に帰属する。
- 6 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

第 78 回全国茶品評会出品茶入札販売要領

1 趣 旨

第 78 回全国茶品評会出品茶（以下「出品茶」という。）の公正かつ円滑な販売を行うため、出品茶すべてについて、入札販売に付する出品茶入札販売会（以下「入札会」という。）を開催することとする。

入札会の運営は、すべてこの要領により実施する。

2 開催日時及び場所

入札会は、第 78 回全国お茶まつり静岡大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）の統括のもとに行い、実施の日時及び場所は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 日 時 | 令和 6 年 9 月 12 日(木) 午前 10 時～
(なお、受付は午前 9 時～) |
| (2) 茶種別入札時間 | 午前 10 時～12 時 普通煎茶(10kg、4 kg)
午前 10 時～13 時 深蒸し煎茶、蒸し製玉緑茶
釜炒り茶
午前 10 時～14 時 かぶせ茶、玉露、てん茶 |
| (3) 場 所 | 株式会社静岡茶市場
〒420-0005 静岡市葵区北番町 94
TEL：054-271-4316 FAX：054-272-3398 |

3 入札会参加資格

- (1) 出品茶を入札しようとする者は、全国茶商工業協同組合連合会、全国茶生産団体連合会、各都府県（以下「各都府県等」という。）のいずれかから推薦され、第 78 回全国お茶まつり静岡大会実行委員長（以下「実行委員長」という。）が適当と認めた者とする。
- (2) 原則、第 78 回全国茶品評会出品者及び同審査員並びに過去の全国茶品評会入札販売会において入札参加資格を喪失した者は参加することができない。

4 入札会参加手続き

- (1) 出品茶を入札しようとする者は、各都府県等の指定する期日までに別記様式 1 号の入札参加申込書兼誓約書に署名、捺印のうえ各都府県等に提出しなければならない。
- (2) 各都府県等は、前記の入札参加申込書兼誓約書を取りまとめのうえ、別記様式 2 号を添付して、令和 6 年 8 月 13 日（火）までに実行委員長あてに推薦する。

- (3) 実行委員長は、上記手続きを完了した者に対し、各都府県等を経由して入札会の入場券を交付する。

5 入札販売方法

- (1) 出品者及び入札者は、実行委員会に対し条件を付することはできない。
- (2) 入札に付する茶の明細は、実行委員会で作成した資料によるものとし、見本茶は入札会場に展示する。
- (3) 入札単価は、出品容器込み出品茶 1 kg あたりの価格（税抜き価格）とする。
- (4) 入札は、入札者が所定の入札書に実行委員長が指定した入札番号、別記様式 1 により申し込んだ法人名（又は屋号、個人名）及び入札単価を明記し、所定の入札箱に投函するものとする。
- なお、所定の入札箱に誤った入札番号の入札書が投函された場合、その入札書は無効とする。
- (5) 所定時刻後の入札及び入札の取消は認めない。
- ただし、同一茶について所定時間内に再度の高値入札をすることは妨げず、その場合は高値札を有効とする。
- (6) 落札は、実行委員会の販売予定価格以上の最高入札価格をもって決定する。
- なお、販売予定価格に達しない出品茶については、実行委員会において別途販売の斡旋をすることができる。
- (7) 落札に該当する最高入札価格が複数の場合は、実行委員会が抽選を行い、落札者を決定する。
- (8) 落札者は、落札を辞退又は拒否することができない。
- (9) 入札締め切り後、異議の申し立てはできない。

6 売買の成立

実行委員会は、投函締め切り後速やかに入札書の開封を行い、入札者に落札結果を公開し、この公開をもって売買の成立とする。

7 売買契約の締結

実行委員会は、落札結果発表後、落札者に対し、速やかに「茶販売通知書兼落札茶代金請求書」（以下「請求書」という。）を発行し、これをもって売買契約の締結とする。

8 落札金額

落札価格（税抜き価格）に販売量目を乗じた額を落札金額とする。

ただし、1 円未満の額が生じた場合はその額を切り捨てる。

9 入札販売手数料

落札茶1点につき落札金額に4.0%を乗じた額を入札販売手数料とし、落札者から徴収する。ただし、1円未満の額が生じた場合はその額を切り捨てる。

10 取扱手数料

落札茶1点につき落札金額に4.0%を乗じた額を落札茶の出品者から徴収する。ただし、1円未満の額が生じた場合はその額を切り捨てる。

1.1 落札茶代金

落札茶代金（以下「茶代金」という。）は、落札金額（落札単価×販売量目）に入札販売手数料（落札金額の4.0%）及び消費税法で定められた消費税の相当額（落札金額の8.0%及び入札販売手数料の10.0%）を加えた金額とする。

1.2 茶代金の決済

落札者は、実行委員会の発行する請求書に明記された納入期限までに茶代金を実行委員会の指定する金融機関に振り込むものとする。

なお、振込に要する手数料は、落札者の負担とする。

1.3 落札者の違反事項等に関する処分

(1) 落札者が、茶代金を所定の納入期限までに完納せず、又はこの要領で定めた事項を遵守しない場合は、当該売買契約を解除するとともに次の処分を行う。

① 違反者の公表

② 次回からの全国茶品評会入札販売会参加資格の剥奪

(2) 前項の規定により売買契約を解除された出品茶については、実行委員会において販売に関して適当な処置をとることができる。

1.4 出品茶の保管場所

出品茶は、「第78回全国茶品評会開催要領」の12により、各都府県等がそれぞれ指定の場所に一括保管する。

1.5 落札茶の受渡し

(1) 実行委員会は、落札者に係る茶代金の完納を確認した場合は、落札茶を保管している各都府県等にその旨を通知するものとする。

(2) 各都府県等は、実行委員会から前項の通知があったときは、速やかに落札茶を指示された落札者に送付するものとする。

ただし、各都府県等は落札者から直接受領したい旨の申し出を受けた場合は、引取りを認めることができる。

(3) 各都府県等は、送付に際して最善の方法により責任をもって送付する。

ただし、不可抗力による損害については、その責を負わない。

(4) 落札茶にかかる送付及び引取りに要する運賃等の経費は、すべて落札者の負担とする。

1 6 出品者への販売代金の精算

出品者への販売代金の精算は、落札金額（落札単価×販売量目）に消費税法で定められた消費税の相当額（8.0%）を加えた金額から落札金額（落札単価×販売量目）から取り扱い手数料（4.0%）を乗じた額及び消費税法で定められた消費税の相当額（10.0%）を差し引いた金額を、所定の整理が完了次第、速やかに各都府県等を経由して出品者に支払う。

1 7 その他

(1) 農林水産大臣賞受賞茶の落札者及び最多額落札者に対し、第78回全国お茶まつり静岡大会長から感謝状を贈呈する。

(2) この要領に定めるもののほか、必要な事項は実行委員長が別に定める。

別 記 会長の指定する金融機関

金融機関名：静岡県信用農業協同組合連合会 本店

（金融機関番号：3021 店舗番号：001）

口座番号：普通 0032357

口座名：第78回全国茶品評会 事務局長 清水 直也

（ダイ78カイゼンコクチャヒンピョウカイジムキョクチヨウシニス ナヤ）

